平成２９年９月１日

厚生保健委員会

こども家庭部 幼児教育・保育課

保育所等入所選考方法の見直しについて

１．概要

現在、本市の入所選考は、保育施設利用調整基準表により保育の必要性を点数化し、申請書の第1希望施設を優先する「第1希望施設優先方式」で行っている。

近年、保育所等の施設整備が進み、選択枠が増えてきたため、地域、歳児、施設の状況などにより申込みにばらつきが生じており、希望者が多い施設等は、他の施設であれば入所できる点数であっても、保留となるケースがある。

そこで、より公平性を確保していくために、利用申込者全体から保育を必要とする利用調整基準点の高い順に入所選考する「基準点優先方式」へと見直しを図る。

（「別紙」参照）

２．見直しの考え方及び方針

(1) 利用調整基準表による点数の高い順に入所選考を行う。

(2) 基本となる保育施設利用調整基準表の基準点は変更しない。
ただし、調整点については見直しを行い、必要な箇所について修正する。

(3) 第1～第3希望までの記載を原則とする。

(4) 平成30年4月入所申込分の入所選考から適用する。

(5) 利用申込は、現行どおり、第1希望施設の所在する区の区役所社会福祉課で受付する。

(6) 申請書配布、集中受付、一次・二次選考結果通知等は、概ね例年と同様の日程で行う。

３．周知方法及びスケジュール

月日	内容等
H29年 9月 下旬	浜松市子育て情報サイト“ぴっぴ”での広報・周知 [内容] ・平成30年4月入所申込分から「基準点優先方式」で入所選考する ・申請書類配布開始日、集中受付期間・会場、問合せ先 等
H29年10月 5日	広報はままつ10月号での広報・周知 [内容] ・平成30年4月入所申込分から「基準点優先方式」で入所選考する ・申請書類配布開始日、集中受付期間・会場、問合せ先 等
H29年10月24日	平成30年4月1日入所分の申請書類配布 [配布場所]各区社会福祉課
H29年11月17日 ～11月30日	平成30年4月1日入所分の集中受付期間（各区社会福祉課）